

マスコミ各位

令和8年3月18日(水)  
保健医療介護部地域保健課 精神保健班  
担当：嘉手納、屋嘉比  
電話：098-866-2215

## 沖縄県内の精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況について

### 1 経緯

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律が改正されたことにより、令和6年4月以降、精神科病院の業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる入院医療を受ける精神障害者を発見したものは、速やかに都道府県に通報することが義務付けられました。沖縄県において虐待窓口等を設置し、虐待通報を受け付けています。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条の7及び精神保健及び障害者福祉に関する法律施行規則第22条の2の2の規定に基づき、沖縄県内の精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況について公表します。

### 2 令和6年度の精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況

- 通報・届出・相談件数40件のうち、虐待と判断した件数：7件
- 虐待を受けた患者の性別：男性4人、女性4人(※1)
- 虐待の種別：身体的虐待5件、心理的虐待3件(※2)
- 虐待を行った業務従事者の職種：看護師6人、その他業務従事者1人

(※1) 1件の認定で被虐待者が2名の事案があったため件数と被虐待者数に差異があります。

(※2) 身体的虐待及び心理的虐待の重複があったため虐待判断件数と差異があります。

	通報・相談 件数	認定件数	身体的虐待	心理的虐待
令和6年度	40件	7件	5件	3件

※通報・届出・相談件数には「精神科病院における虐待通報窓口」で受電した患者や家族からの入院中の相談や退院請求等、虐待に直接関係しない51件は含まれていません。

### 3 虐待と判断した事案について、当該病院に対し行った措置

- 通報や届出に関しての報告徴収
- 診療録や帳簿書類の提出・提示命令
- 改善計画の提出命令